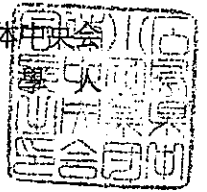


会 員 各 位

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤



働き方改革実務対応セミナーの開催について (ご案内)

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019年4月より働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、中小企業においても長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に係わらない公正な待遇がこれまで以上に求められる経営環境への変化が始まっております。

そこで当会では、直近の施行である2019年4月からの法改正について、中小企業が具体的に自社のどういった書類のどの部分を確認し、どのような対応が求められるのかといった内容に特化した実務対応セミナーを下記の通り開催することと致しましたので、ご案内致します。

つきましては、業務ご多忙中誠に恐縮ではございますが、貴組合の組合員様にご周知頂き、是非ご出席下さいますようお願い申し上げます。

ご出席の申し込みにつきましては、平成31年2月25日(月)までに参加申込書(添付のセミナー案内チラシ)によりお願いいたします。

なお、添付しておりますセミナー案内チラシは、当会ホームページの最新情報よりダウンロード可能となっております。また、当会メールマガジン登録会員にはメールマガジンに添付して2月5日にお送りする予定です。

記

- 開催日時：広島会場 平成31年3月4日(月) 14:00~15:30
福山会場 平成31年3月5日(火) 14:00~15:30
- 開催場所：広島会場 広島商工会議所 307会議室
広島市中区基町5-44
福山会場 備後地域地場産業振興センター 中会議室
広島県福山市東深津町三丁目2-13
- テーマ：働き方改革 実務対応セミナー
「他人事じゃない！働き方改革対応 2019年4月～中小企業に義務化されること！」
- 講師：働き方改革推進支援センター アドバイザー
広島会場 社会保険労務士 山東 春美 氏
福山会場 社会保険労務士 有木 慎治 氏
- 定員：各会場50名
- 参加料：無料

ひとごと
他人事

じゃない！

働き方
改革 対応

2019年4月～
中小企業に

義務化

されること！

（例）「年5日間の年次有給休暇の取得」「労働時間の客観的な把握」など

～ 御社の書類の‘ココ’をチェックして下さい～

主な内容

- ・会社のどの書類を確認すれば良いのか？
- ・‘ココ’が「こう」だったら変更が必要です

- ・対応しないままだとどうなるのか？
- ・今後（来年以降）対応すべきこと

広島会場

3/4 月 場所 定員：50名 参加料無料
広島商工会議所ビル 307 会議室
14:00～15:30 広島市中区基町5-44



社会保険労務士
山東 春美 氏

【プロフィール】
広島働き方改革推進支援センター
アドバイザー(社会保険労務士)
県内の社会保険労務士事務所より独立開業。
業務内容は、入社から退職に至るまでの労務
管理全般のサポート業務で、労働保険・社会保
険各種手続き、労務相談等コンサル業務をメイ
ンに行う。広島働き方改革推進支援センターの
アドバイザーとして、働き方改革改正法等の周
知・理解の支援等を行っています。

福山会場

3/5 火 場所 定員：50名 参加料無料
備後地域地場産業振興センター中会議室
14:00～15:30 福山市東深津町3-2-13



社会保険労務士
有木 慎治 氏

【プロフィール】
広島働き方改革推進支援センター
アドバイザー(社会保険労務士)
関西の大手社労士事務所に5年勤務(顧
問先担当)後、社会保険労務士として独立。
主として中小企業の労務管理、助成金申
請サポート等を行う。広島働き方改革推進
支援センターのアドバイザーとして、働き
方改革改正法等の周知・理解の支援等を行
っています。

組合名	企業名	役職	氏名	連絡先(電話番号)	会場
広島県室内装飾事業協同組合					<input type="checkbox"/> にて下さい <input type="checkbox"/> 広島 <input type="checkbox"/> 福山

応募締切 FAX : 082-228-0925

平成31年2月25日 メールアドレス : renkei@chuokai-hiroshima.or.jp

【お問い合わせ】 広島県中小企業団体中央会 連携支援部 福山 電話：082-228-0926